明治三十九年十一月二日第三種郵便物認可

# 京城新報

●新聞料 ▲一部二錢▲一ヶ月前金卅五錢●三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵税一ヶ月金拾錢
●廣告料 ▲五號活字十九字詰一行金三十錢▲四號活字十四字詰一行金四十五錢
●陰暦 二月廿六日
發行編輯兼印刷人 山下
發行所 京城西署西小門通 京城新報社 電話六六三番

## 韓國に働きたる人物 其二

放浪子

●●●●●●●（陸軍中將宇佐川一正）

▲時は維れ明治廿九年の春、露國陸軍大佐某京城に來る、陸軍御用達中村再造を通して余に其通譯を依賴し來る、余は請はるゝ儘に駐箚軍司令部に行く、そこに四五の陸軍將校あり、上座に圓顏豐頰眉宇清秀の好將校あり次に赤ら顏の嚴めしき將校あり、余一揖して坐に就くや、赤ら顏の將校余を眼下に見下して曰く、汝が通辯かと、年少氣鋭の余如何で默すべけんや、余曰く汝は何人かと、渠曰く司令官なりと、然らば余に通譯を依賴し來れるは汝かと、双方共に辭氣頗る荒し、中村再造其間に入りて調停頗る勉む、時に圓顏豐頰の將校微笑を漏らしつゝまアまアと松田正久的不得要領の仲裁をなして事納まる、此將校こそ現時陸軍中將東洋拓殖會社總裁の候補者當時の公使館付武官宇佐川一正氏也、

▲宇佐川將軍駐在の當時は、恰も王妃事件後國王露館潛幸事件の時にして、漢城外交の最も難事なる時なりき、將軍が此間に處して、能く公使小村壽太郎を補佐し、漢城政界に於て天晴れ政治家たるの手腕を發輝しぬ、坊間の評は却て小村よりも腕利なりとせり、最も當時の參謀本部は外務省よりも能く海外の秘密を知れり、川上總長は外務大臣よりも外交に長たりとの評判あり之を以て見るも海外駐在の武官が如何に政治的手腕を揮ひしかを知るに足らむ、

▲宇佐川將軍の韓國駐在は案外に短く、其夏歸朝せり、爾來累進して陸軍少將となり軍務局長として敏腕を揮ふ、桂侯嘗て陸軍大臣たりしとき痛く寵用す、寺内氏大臣となるや亦た等しく寵用す、今や軍政家として陸軍部内の利者となる、大臣の椅子は將に將軍に向て馳せつゝあり、然るに東洋拓殖會社總裁候補の幾多評判に上るや、將軍亦候補に數へらる、

▲將軍の韓國に駐在せる時日は短かりしも韓國との關係は中々に深かりき、韓國亡命者にして、將軍の世話にならざるもの恐らく一人もなからむ、世話にならざる迄も四ツ谷伊賀町の將軍邸を訪ふて訓戒を受けざるものなし、將軍と韓國、之れ將軍が其趣味を有せる爲か、或は他日其手腕を揮はんが爲か、兎に角其因縁淺からざるものあり

▲余が聞く處の將軍の韓國觀は、伊藤統監の韓國觀とは異れり、伊藤侯の統監たる下に拓植會社の總裁となる、到底相容れざるものあらむ、余は將軍の總裁として適材たるを知ると雖も、統監との折合如何あらんを氣遣ふて其就任の可ならざるを思ふ

▲將軍素と豪放磊落、[illegible]の如き極めて平民的、人に接する温顏款辭、決して驕傲不遜の態なし、

## 浪居閑話（三）

冷生

### 後令繆前者乖

次は加藤增雄氏

按するに後令と前令と相扞格するものは人心の乖離を來たすものなり、統監府前に標準時を定め、又鐵道各驛名を日本語にて書し日韓兩國民をして是に據らしめ今日に至りては韓國民も既に畧之に慣れ何等の障害を見ざるなり、然るに來る四月一日より標準時を改正し驛名を改稱して所謂韓國本位に從ふと、吁賢なる哉當局者、前令非乎、後令是乎、將た後令繆前者乎、如斯にして人心乖かざれば國家の大幸なり

### 慢其所敬者凶

按するに其敬す可き所の上長を慢る事の凶なるは不自然の結果と云はざる可らず、近頃韓國大臣の下に日本人を次官として任用し次官をして執政の實を擧げしめんとす、難い哉事や、大臣は上長官なり次官をして之を凌がしめんとす、是其の敬す可き所を慢るものに非るなき乎、其主旨に於て凶兆既に現る、是が實行に當りて圓滑を欠くは當然なり、氣骨を有する次官は大臣を凌駕して事々に相扞格して事務の敏活を缺き、軟骨の次官は大臣に壓せられつゝ猶統監府の命令を實行せんとして苦悶し何等事蹟を擧ぐる能はず、前者後者共に無能の誹りを受く、是其の根本に於て敬す可き所を慢るを以てなり、語に曰く、名者實之賓、と、夫れ之を知らずして統監府は捨名取實と謂ふも事實捨名捨實となりしは畢竟如斯不自然なる制度を用ひしに據るなり

### 貌合心離者孤

顏貌常に相合ふて心恒に離るゝの好適例は之れ今日の日韓官吏に恰當するものなり、統監府は所謂捨名取實主義に依りて多數の日本人を韓國官吏に採用したり、此に於て日韓官吏は同部内に卓を對して事務を執る眞に聖代の偉觀なり、而して兩者心裡の乖違も亦絶好の奇觀なり、日官は常に思へらく彼ヨボ叢没分曉漢何事をか能く成さんや彼の作さんとする處は收賄の手段のみと之を侮蔑睥睨し、韓官も亦日官を輕視して思へらく彼等は其本國に於て糊口の道を得ず遠く我國に來りて我等の地位を蠶食する偉給泥棒なりと猜疑嫉視す、如斯にして個々割據孤立せざらんとするも得ざるなり、今此精神的に相背反する兩者を渾然融和して政務の實蹟を擧ぐる如きは果して幾星霜の後なるや當局者の成算こそ聞かまほしけれ

## ステッセル裁判（三）

裁判は移りてコンドラテンコ將軍の死後フオーク將軍を陸戰隊防禦指揮官に任じたる件に入りしが、本件につきスミルノフ將軍は先づ第一に證言し曰く

▲スミルノフ將軍の證言

「余は十二月二日(十五日)午後九時の頃コンドラテンコ將軍が第二堡壘に於て殺されたる事を知り程なくフヲストフ大佐余の許に至り彼れに告ぐるに、衛戍司令官の職は從來の如く兼任しつゝ東部防禦隊の指揮を余が手に取り、西部隊の指揮にフオーク將軍を任せんとするの意を以て兩人相携へてステッセルの所へ行きしは夜の十一時なりき。戸を敲きしに傳令使出で來りて、將軍の就眠せることと及び醒起することを禁ぜられしことを告げたり。其よりフオーク將軍の許に行きしが將軍は病氣にて就床中なりし故直に立ち去りしが途中將軍の參謀長デミトリフスキイ大佐に出會せしを以て、余は直に彼れに告げて言へり。『余はフオークの恢復するまで貴下を西部隊の指揮に任命せんと欲す。フオークの恢復後も貴下は倘參謀長として同部隊に止るを得べし』と。デミトリフスキーは直に承諾したり。しかば我等三人打連れて關東州參謀部にレイス大佐を訪ひ入口にて同大佐に逢ひ余は防禦組織に關する己れの意見を彼れに述べて、明朝早く此の事をステッセルに報ぜんことを依頼せしに彼れは承諾したり。翌日コンドラテンコ將軍の弔祭式、フオークの許に赴き既に恢復せる彼れに向つて余の意見を述べしに彼れは承諾し兩人にてステッセルの許に赴き彼れに會したるが彼は余に反對して曰く『貴下が東部隊に、フオークが西部隊に任する日には貴下等を統一する所の人物を更に一人定めざる可からず。是れ甚だ不便なり。貴下は今後も衛戍司令官たらざる可からず。而して陸戰隊防禦指揮官に、余はフオークを任定したり』と。余は彼に反對せんとせしも、彼は既に一旦命令を發したる以上は斷じて之を廢止せずと言ひ放ちて嚴しく反抗したり」

ステッセルは大體に於てスミルノフの以上の證言を認めたれども、フオーク將軍を任用したる理由に就ては、將軍が勇敢にして且防禦に適當なることを信じたるが爲なりと言へり。

高等軍事裁判は愈一月十四日より開城談判の審問に入りしが、此の審問に於て最も注意すべきは、開城當時旅順に在りし兵數に關するロシチンスカヤ提督の證言なり、提督の言に據れば、要塞兵の數はステッセル將軍の陳述したるよりも數倍多く、單に歩兵のみにても一萬七千を數へ、之に海軍六千人を加へて總計二萬三千人を下らざりき、豫備糧食も開城條約調印後優に二箇月間を支ゆるに足り、馬匹の殘れるもの尚三千頭以上に及びしと。次に開城談判委員の一人たりしシチエンスノーウヰチ提督は證人として開城談判の情況を詳述し、日本委員の頑として一歩も讓らざりし事、日本委員が露國委員に迫りて談判の經過を急ぎし事などを述べ、且曰く『事態既に斯の如くなりしを以て、日本委員をして讓歩せしむる杯は思ひも寄らざりしのみならず、彼等は我が正當の權利をすら認めざりき。開城條件の如きは僅少の時間に決定せられ、却て此の條件の飜譯に多くの時間を費したり』と。是れより審問はステッセルが皇帝に對して「旅順の運命數日に逼る」と奏上したる電報に關する問題に移る、此の電報は一旦日附を十二月十五日(二十八日)と認めながら、之を消して十七日(三十日)と書換へあり、又既に十六日(二十九日)の軍法會議に於て開城を絶對的に拒みたるに拘はらず其の翌日に斯かる電報を打ちし故にステッセルが開城を豫期し居たるに相違なしとの嫌疑を生ずるなり。グリゴロウヰツチ提督はステッセルの爲に辯護して、此電報は實際十五日(二十八日)に發せらるべき筈なりしが十七日まで滯りたりと言ひ、之に反してベールイ將軍は開城の餘りに唐突なりしを述べて

「開城は本證人に取りて全く不意の事なりき。本證人は砲火を強烈にするの目的を以て陣地を巡視して、家に歸りしに案外にもステッセルより、開城談判使節を派遣せしに因り砲及び彈藥を破棄せよとの命令書來り居れり。然れども談判落着せざるに武器を破壞するが如きは愚の至りなり。蓋し武器は短時間のうちに破壞するを得べければなり。仍て本證人は此の事をステッセル將軍に上申し將軍も承諾したれど、尚砲擊は中止すべきことを命ぜられたり。十二月十九日(一月一日)の夜我等は若干の壘壕を築きしに、翌朝に至り日本軍は新に砲火を開きしかば、我等亦之に應じたり。然るにステッセル將軍は即時に砲擊中止の命令を傳へたるを以て、之に從ひしに日本軍も亦速かに砲火を納めたり」

と述べ、尚進んで、開城後旅順に殘されて空しく日本軍の手に渡されし彈藥の數は合計二十萬八千箇ありたりといひて滿廷を驚かせり。

## 韓國經濟月報（二）

（隆熙元年十月分）

概説

是れ實に愉快なる比較にあらずや僅かに一周年の間にして當國貿易の發達は即ち此盛況に達したるなり顧ふに此一閲年は財政及行政上各般の改革著々進行し特に一般經濟上の發達は最とも顯著なるものありて農商業の增進と自から之に伴隨せる購買力の增進は即ち當國貿易の進運を促がし一閲年の差は實に右の如きを致せしなり本年當月中の輸出額には人蔘の輸出を含むを以て之を除くも優に五拾萬圓の增加に相當せり輸入に於ては一も特殊の理由なくして百八拾七萬七千餘圓の增額となれり是れ即ち輸入貿易の健全なる發達を示すものにして將來の盛運も亦必ず之と其歩趨を同ふするものあらんとす今輸入品中重要品目を擧げて其增進の度を見るべし

昨年及當年十月輸入重要品類表

| 種別 | 當年十月輸入額 | 昨年十月輸入額 | 增減比較 |
|---|---|---|---|
| 鐵軌及鐵道材料 | 六〇九、六〇五 | 一四七、二二一 | 增四六二、三八四 |
| 生金巾 | 三五二、五二六 | 一四五、三四八 | 增二〇七、一七八 |
| 紡績絲 | 三三三、八〇三 | 二三九、七四九 | 同 九四、〇五四 |
| シーチング | 二九九、五七二 | 一九九、五五六 | 同 一〇〇、〇一六 |
| 白木綿 | 一九〇、三三〇 | 一七八、一三〇 | 同 一二、〇九〇 |
| 晒金巾 | 一八五、八五六 | 六五、二二一 | 同 一二〇、六三五 |
| 絹反物 | 一七三、六五三 | 五一、九四六 | 同 一二一、七〇六 |
| 衣服及小間物 | 一三九、二五八 | 一四四、三六三 | 減 五、一〇五 |
| 煙草 | 一二三、八七五 | 一六六、八九五 | 同 四三、〇二〇 |
| 金屬製品 | 一六八、一七三 | — | |
| 木材 | 一〇一、二〇七 | 二一、八四六 | 同 一〇、六三九 |

右に由れば種別に於て鉄軌及鉄道材料の四十八萬餘圓の增加最も顯著なるも其以下に羅列せる金巾棉類を合算すれば實に六十九萬五千七百餘圓の增加にして昨今兩年の當月に於る輸入品の如何なるものの最とも增加せるかを見るに足るべし蓋し韓國各般の進運は一般の生活上に非常の變化を與へ特に衣類の如き需要の度著しく終に前表の如き增加を呈したれば之れ亦將來を推すに同一種類の輸入品は多々益々增率を加ふるに至るべし特に昨秋の豐作が一般の購買力を增進し終に本年秋期の輸入を激增せし事實に鑑みなば本年の秋收亦た前年に劣らぬ豐作なりし爲め當月以後明年に亘りたる輸入貿易の好望なるを知るべし全體に於て貿易額の增進を斷じて誤らざるべきを信ず

仁川より大連に對する韓米の輸出は昨年以來殆んど連續して今日に及び將來の盛運又略ぼ之に依りて推知するを得べきに似たり今大連に對する韓米輸出の經過を見るに左の如し

大連輸出米調査

一、仁川日本人商業會議所調

昨年十月二百七十四石、同十一月千三百十三石、同十二月千八百八十九石、本年一月九百八十七石、同二月千三百十五石、同三月二千五百〇八石、同四月千八百十二石、同五月二千二百六十九石、同六月三千六百六十石、同七月四千三百九十石、同八月五千二百八十石、同九月五千百十二石、同十月計算中

## 小説　紋のみだれ（百四）

永井櫻園



「實は御聞下さつたでもありませうが大川への縁談は半歳ばかり以前に極りましたので其時直に寄席の方を廢業させて、婚禮させる意で居りました所が折角人氣の出た所だからせめて半歳か一年婚禮を延して欲しいと強て頼むもんですからそれも無理からん話だと大川の方へ半歳だけの延期を申込れて、まあ今日まで延びて居る理なんでありますぢや、ところがモウ今月が六ヶ月目に當つて愈よ結婚する月になりましたので大川から昨日催促して來ましたから早速娘と相談した上で結納の日も極めたり婚禮の日も極めて申上げますと媒酌人に返答して歸して遣りましたじや、其處へ娘が歸つて來て山田と斯々云ふ事情になつて姙娠してモウ五月になると言ふのでせう、これが貴方怒らずに居られるか居られないか考へて見て下さい、その上まだ大川から商賣資本に三百圓と云ふものの金子が借りてありますぢや、この金子は大川でも娘を貰うからには返して貰う意もなし、此方もまた當分返さなくても可いものと思つて居ましたぢやけれども此の縁談が破れる上は大川でも取らずには居らず此方でも返さずには居られない理でせう、今この金を返すにすると店の道具を殘らず賣つても足りるもんぢやありませんから約束でありますから品物殘らず渡して了はなきやなりませんが然うすると店はその日限り閉めて了はなきやならないです、一匹の馬が狂ふときには千匹の馬も狂ふ道理で、大川の縁談が破れた上に店は閉めなきやならず娘は寄席を休まなきやならない事になる、此年齢になつて全く途方に暮れてしまひましたぢや、それがため昨日はつい腹立紛れに怒りもする叱りも爲ましたけれど能く考へて見りやあいくら怒つて見た所で惡戯爲たと云ふばかりなら又手を斷らして婚禮さすと云ふ事もありますが姙娠になつてるんですからね、ここは致方がありません、で、まあ大川の方は斷つて借た金子は道具を渡して返して了ひ娘が寄席に出られる間稼がして出る事が能なくなつたら二月なり三月なり産を爲て了うまで休まして無事に身二つになつたらば生れた赤兒は山田へ渡して娘はまた寄席へ嫁がせやうと、まあ、斯う云ふ考へて居りますで、どうぢやまあ、貴方から山田へもお話し下すつて生れた兒は渡す事に兩個が間はこれぎり關係を斷つて了う事にお取計ひ下さるやう呉々もお願ひ申します。」

「イヤ、分りました貴方の意見は能く分りました、がしかし、然う事が穩和に行けばこれほど結構な事はありませんが若も兩個が關係を斷つ事は厭だ、別れる事は厭だと承知爲ない節は奈何なさる意見です現在兩個は親が何と言はうが親戚が何と言はうが若や夫婦になれない曉には死んで了うと言つて居ります、貴方は御存じか何うか知らないけれど兩個の事情を聞けばなるほど別れないと云ふのが無理は無いと思ふ節もある」

「へゑ、何か別れられないと云ふ事情が姙娠より外にありますかね。」

と大な目を瞬つた。

# ●對星樓茶話

△會心の友と語る曰く日本人は惡意も續く能はず、善意も續く能はず、帝國主義を主張し乍ら、人道を行ひ度く、開放を宣明し乍ら鎖國も好きなり、海外政治の系統及骨子何時も此流儀で失敗せざるは無し、吾人之に答へて曰く奇異なる最近の現象を見よ朝鮮人は漸く國民的に排日思想を發展しつゝあるに相反して日本人は日露戰爭對韓政策に至て彷徊しつゝあり、散漫となりつゝあり。

△スチブン氏の暗殺を企圖せし朝鮮人は少くともハルバルトの皷吹による。

△猶太人は金利で本國を棄て〻世界に漂流し得るの民族也、支那人は勢力を以て本國を棄て〻世界に散布せる民族也、朝鮮人は口舌を以て本國を忘れ世界に徘徊せんとする民族也。

△サンフランシスコ、上海、ウラジオストツクは朝鮮人を歡迎する投機外交家の多き處なり。

△豆滿江附近に五十萬以上の日本民族移殖するに至れば淸津港は結氷せざる港灣となるべし。

△兩班の遊食と火賊の掠奪は社會不平均の反照なり。

△京城の好天氣には必ず祭禮あり、祭禮式政治は京城の名物なり。

△友人曰く一年振りに日韓人の集會を見るにフロツクコート、シルクハツト雜然たる紳士閣官吏團、彼我默して語らず、阻して言はず、一點和平の生氣を見ず、斯くの如くにして共同政治を興業す、演劇の寂寞なる知るべきのみ、吾人答へて曰く保護政治の妙は其形式にして不調和は其本體なり、今にして何ぞ然かく疑はん。

△統監府はヨボ本位を以て立ち、拓殖會社は日本々位で立つと謂ふものあり、希くば之を轉倒せば如何。

△今の漢城は七百年前の六波羅時代なり。

△歸順票を發賣せば暴徒の勢力大に減少せん、是れ豫言者の言に非ず。

## 東京電報

▲拓殖法案可決 東洋拓殖會社法案は本日の貴族院本議に上り谷干城氏が熱心なる反對演說を試みたる後ち松田宮相は原案維持說を述べ採決の結果大多數を以て可決確定せり

▲岩崎男叙位 岩崎男爵病氣危篤の旨聞召され特旨を以て正三位に叙せらる（以上廿六日發）

▲ス氏の卒去 桑港に於て韓國兇漢の爲め狙擊せられ負傷したる韓國顧問スチーブンス氏は治療其効を奏せず遂に卒去せり（廿六日發）

## 各地電報

▲暴徒討伐 當地警察署巡査部長以下五名は當地方に横行せし賊徒約四十名を襲破し即死一名負傷者二十餘を生せしめ二名を生擒せり又求禮郡駐在憲兵は軍隊と共同し同地方の賊團を夜襲し首魁洪澗石外四を殪し七名を生擒せり我に一行には損害なし（二十六日光州發）

## 雜報

●皇族の摸倣 韓國にては皇族制なき爲め其待遇に於て些と軒輊なかりしが今回皇族中には我皇族の制に摸倣し御殿を建築する筈にて永宣君李俊鎔氏の如き近々洋館の建設に着手せらるゝ由なり

●尹吉炳の提議 中樞院賛議尹吉炳の提議したる事項は左の如し

一徴兵令を實施して練熟せる將校に領率せしめ義兵を彈壓し以て外兵を休息せしむる事

二日本兵をして韓民を討伐せしむるは我政府の之を爲す[illegible]る事速に交渉して永久平和の好[illegible]

三觀察郡守は必[illegible]者を以て其附近より撰擇する事

四各府部院廳の[illegible]外國官吏は事務見習の爲さして[illegible]人を聘置し其餘は除汰する事

五日本政府より[illegible]折半して各郡に於て家を燒殺等[illegible]民に配給して人民をなして耕作せ[illegible]

六各郡財務官及郡守中一人を廢止して俸費を節減すべき事

●各法律案の通過 東洋拓殖株式會社法案は衆議院修正の儀、拓殖債券の保證及韓國貸付金[illegible]興業債券の保證に關する件竝に官[illegible]改正案は孰も一昨二十六日貴族院を通過したり

●ス氏の逝去 スチーブンス氏の容態は二十五日午後不[illegible]醫師は手術を行ふの外手段なしとし[illegible]を希望して決行したるに其結果[illegible]に六個所の貫通創あることを發見し[illegible]望無きものと診斷せられ遂に同日[illegible]時十分に逝去せられたる旨の悲報[illegible]したり

●ス氏遺族扶助料協議 ス氏の遺族に就ては韓國政府及日本政府に於て協議中なり

●統監府員の弔電 桑港總領事宛に左の電報を發せり

統監府及統監府員一同はスチーブンス氏の不時の死去に對し深厚なる同情と誠實なる弔意を表す

●總理大臣の弔電 李首相よりも右同樣の弔電を發せり

●暴徒鎭滅せしか 松井内部警務局長[illegible]其他當局者が暴徒の情況視察とし[illegible]に出張歸來其報告する所を綜合[illegible]も一致したる樂觀的の報告なる[illegible]政治的暴徒は討伐隊の打擊又は[illegible]り或は又春暖農繁の季節に近き[illegible]鎭滅に歸し今日に於ては小集團[illegible]類に過ぎず是れとても漸次鎭滅に[illegible]遠からざるべしと之れ警務局長等[illegible]ならず統監府の要地にある人々も斯る觀察をなし大に樂觀しつゝあるを以て見れば近々歸任すべき伊藤統監に報告するに當りては以上の理由を以てせらるべきは明かなり然れども事實は之れと相反したるものあるを如何せん此の如き報告は當國の事情に通ずるもの〻決して首肯せざる所なるべし只だ當局者が親察せしと云ふ地方は京釜沿線か然らざれば沿線に接したる就中守備隊又は憲兵警察官等の所在地附近に過ぎず未だ其堂奥に入らずして外面のみ視察して而して暴徒の鎭滅したりとなすは餘りの速斷にはあらざるか

●道路改修工事に就て 豫て調査中なりし道路改修工事は其の設計等既に終了し近々閣議を經て發表せらるゝ筈なるが元來本工事は地方の遊民に職を與ふるの趣意に出でたるものなれば工事は一切土木局の直營とし直接に韓人を使役する方針にしてたゞ特殊の工事例へば橋梁の架設、石垣の築造等及び工事用材料の購買の如きは請負入札に付する筈なりと云ふ

●表勳院火災復舊費 今回表勳院火災復舊費一千六百四十七圓支出さる

●祭料及び救恤金支出さる 警視小泉吉太郎氏祭料及び救恤金一千八百圓支出さる

●暴徒討伐情報（軍司令部着）

△江景守備隊報告 忠淸南道江景守備隊長の率ゆる討伐隊は三月十五日午後三時韓山附近にて賊約四十を包圍し其二十四を殪し七を傷け小銃二其他雜品若干鹵獲す

△海州守備隊報告 討伐隊は十七日海州西北方約五里半に於て二百五十の賊に遭遇し之を潰亂し二十六を殪す傷十余小銃十六其他雜品若干鹵獲す

△溫井院守備隊報告 黃海道溫井院守備隊は二十六日泉里に於て約百の賊を攻擊し苦戰の後其六十二を殪し潰亂せしむ我兵一戰死す

△擬賊隊の捕獲 寧邊守備隊の擬賊隊（韓兵密偵三）は十七日奉化郡境界三良里に於て賊魁邊部總以下數名の宿泊せる家屋を包圍し之に突入し副將洪秉八外一名を捕獲し三名を殪せるも邊部總は之を逸したり鹵獲品は火繩銃六馬一頭

△尉山守備隊報告 討伐隊は慶州西南方約四里に於て賊四十八に遭遇し交戰一時間にして殆んど全滅せり賊の遺棄せる死首魁以下二十一負傷二十余名小銃十九鹵獲翌二十一日午前九時二十分伏安に於て約六十の賊に遭遇し激戰二時間の後之を仍甫方向に擊退し二十四を殪す傷三十鹵獲銃二十彈藥若干

△春川守備隊報告 討伐隊は巨林村の東方山地に集合したる賊約二百を攻擊し其十八を殪せり

△金泉守備隊報告 上等兵以下十名は知禮の西北方林溪に於て賊百二十に遭遇し其三十を殪せり

△軍用電話架設 慶尙北道永川慶川間には三月廿四日を以て軍用電話の架設を了せり

●外國語學校の卒業式 韓國外國語學校は一昨日日英淸佛獨各語科の卒業式を擧行す初めに校長の告辭あり次いで學部大臣代理として俵次官卒業生に對して訓諭演說をなし獨乙語講師ボーッチン氏講師總代として演說し來賓總代として學部會計金澳奎氏の祝辭あり終りに各科卒業生總代一名宛各自の專修したる國語を以て謝辭を述べたるが何れも極めて巧みなりき卒業生は日語科三十四人佛語科八人英語科十七人淸語科九人獨語科二人なり

●大韓協會演說會 大韓協會員は三月廿一日平壤明倫堂に演說會を開催し祭朱鉉は司法上官と民の權利と題し司法上官は民の正邪を辨識するの智能を備へ法律の適用を公平にし民は其の範圍内に於ては服從せざる可らずと雖も當地の郡守が辨護士の法官たるの價値なく世人をして種々の疑惑を生ぜしむ大韓協會員は不當判決に對し法官の責任を明かにせざる可らず云々と述べ鄭雲復は生命財產の保護なる題下に生命財產保護の機關ありと雖も信賴するに足らず觀察使郡守は政治の智能あるに非ず官吏となれる目的は收賄に在りて此以外何等の抱負なしと說き趙尙淳は國民の弊習なる題を掲げ國民の弊習は人の知る處にして茲に云々するの要なきも職を高官に奉ずる者にして公然收賄を憚らざるが如きは弊習の最も甚しきものにして速かに改めざる可からずと述べ沈重性は法は國家生存の要件にして法の存在によりて人民生存す現今の如く弱肉強食の狀態を持續せば一日も人民生存する能はずとの趣旨を述べ安昌鎬は歸國以來殆んど一年に垂んとするも國家に對し一事の爲すなきを遺憾とす寧ろ大同江に投じて國家に報せんとす我二千萬の同胞は土地を奪はれ國を失ふ國民其の責任を覺り大韓國は國民の領土なる事を忘るゝ勿れ云々と演說せり聽衆は會員五十名其他約六百名にして頗る盛會なりしと云ふ

●本日の園遊會出入門 從來昌德宮秘苑に開催さるゝ園遊會には常に曜金門より出入せしが本日は大韓病院前なる慶熙宮の正門弘化門の次ぎなる宣仁門よりする事となせりと云ふ

●交替兵の入京 駐韓交代兵八百四十六名を乘せたる咸興丸は一昨日仁川に入港したるも午后なりしかば昨日午前中に一部隊上陸し午前十一時四十分の列車にて上京し殘部隊は午後上陸し三時五分の列車にて仁川を發し五時入京したり

●我地方官等の授勳 韓皇太子渡日の際沿路奉迎送したる縣官及び儀仗隊尉官等に對し韓廷より左の如く授勳されたり

太極章 山口縣知事勳一等 渡邊融
福岡縣知事 寺原長輝
兵庫縣知事 服部一三
京都府知事 大森鍾一
愛知縣知事 深野一三
東京府知事男爵 千家尊福
警視總監 安樂兼道
勳一等太極章 神戸市長 水上浩躬
京都市長 西郷菊次郎
勳二等太極章 下關市長 白上俊一
勳三等太極章 鐵道主事 桑原義濟
勳五等同 靜岡縣知事 本家隆介
勳一等八卦章 東京市長 尾崎行雄
同 山口縣事務官 大味久五郎
福岡縣事務官 櫻井高尙
兵庫縣事務官 內村直俊
京都府事務官 六角耕雲
靜岡縣事務官 藤崎虎二
勳二等八卦章 福岡縣港務部長 堀口助治
愛知縣事務官 石橋和
靜岡市長 長島弘祐
芝區警察署長 植木武彦
名古屋市長 加藤金三郎
勳三等八卦章 下關儀仗兵中隊長 根岸五藏
同 松田正孝
京都儀仗兵中隊長 藤木猪之吉
同 山崎留次郎
名古屋儀仗兵中隊長 山下豐藏
靜岡儀仗兵中隊長 淺田博
下關警察署長 熊谷正道
勳四等八卦章 下關水上警察署長 杉喜熊
同 警部 湯淺史郎
門司水上警察署長 田尻義道
京都府屬 大角友信
京都府警部 木下與三郎
下關市助役 竹田虎之助
統監府屬 神保信吉
勳六等八卦章 同 囑託 小田倉啓

●綿糸類鐵道輸送 運輸界の革命期

鐵道管理局に於ては輓近韓國輸入貨物を吸收せんとして勉めつゝあるは既に過日報道したる如く麥酒輸送に於て明なる處なるが又々從來船便にて仁川に輸入されたる綿糸綿布類の大割引をなして釜山より京城方面へ輸送せんとて目下大阪當業者と密々協議中なりといふ抑も船運と鐵道運との輸送力の競爭は今更言を俟つ迄もなく鐵道が如何に死力を盡して船運に當らんとするも到底及ばざるは明かなる處なるも今日の如く船賃の高率なる現狀に於ては勢ひ船運が鐵道の爲め受くる打擊は尠からず然れども如上の競爭は只一時運輸界に小動亂を來すのみにして大勢より之れを觀れば敢て憂ふるに足らざる所否寧ろ船鐵の競爭は近く仁川船運界に大革命の期至らんとを豫期し得べし

●清酒の値上げ 昨年末商勢不振の爲め久しく沈靜なりし京仁日本酒界は昨今俄に活況を呈し尙は逐日活潑となる模樣なるが原因として何等徵すべきものなく只昨今に陽氣の加はれる結果小口物の需要激増せる爲めなるべし 城組合にては谷酒とも五十錢（樽）宛の値上げを三月十五日より實行せり尙ほ仁川に於ても近日引上ぐる筈にて目下協議中なりと云ふ尤も產地品灘及び增稅は今回の値上げを餘義なくせる最大理由なるも追々ビールの需要增加して清酒の閑散時期に近くことゝて此際値上げを實行するは如何にやと云ふ者多く目下行悩み居れり

●月尾島見張所 仁川小月尾島に新設せられたる見張所は一般公衆の便を計り船舶出入に關する質問に應ずべしと云ふ因に同所電話番號は百五十七番なりと云ふ

●礦業權許可 三月十七日より廿三日迄の許可は左の如し

金銀礦二六七、三四坪、平安南道龍岡郡朝陽面三和郡東里坊
鎭南浦三和通り五三番地 田坂誠之助
同 東三丁目六番地 高橋八郎
同 五丁目六番地 加藤禎次郎
銅礦七四九、二四七坪、慶尙南道昌原郡内西面 仁川本町三丁目一〇 萩谷籌夫
石炭二〇五、四二〇坪、黃海道黃州郡德水坊 京城壽町一丁目九十六番地 吉田繁藏
金礦三八四、九五六坪、平安北道慈城郡舘洞面 京城旭町二丁目 木村宇一郎
砂金二六町五八間、同上 右同人

●大谷連枝の永住 韓國開教總監大谷尊寶師は今回韓國に永住せんと決心し大阪にある寺院を奉還せられたれば今後同派の韓國に於ける活動は著しく發展すべしと云ふ

●教育倶樂部開會 京城教育會に屬する教育倶樂部は昨日午後七時より倭城台愛國婦人會事務所に於て第四回倶樂部を開き名士の講演ありて薩摩琵琶等の餘興ありたり

●學部大臣署理の出勤日 學部大臣李載克氏日本行を命せられ其の不在中事務の署理を命せられたる總理大臣李完用氏は每週水曜、金曜の兩日を學部出勤日と定め執務し居れり

●三土書記官の辭職 韓國普通學校用教科書印刷製本監督のため東上中なりし學部書記官三土忠造氏は今回の衆議院議員總撰擧に故鄕香川縣より議員候補者に推選せられ今般學部書記官を辭して歸鄕する事となれりと云ふ

●隈本書記官來任 福井縣中學校長たりし隈本繁吉氏は今回東京高等師範學校教授兼文部省圖書審査官に任せられ在官在職の儘韓國學部書記官となり此程來任せり

●宮川渡瀨兩氏の歸朝 集中傳道の爲め來京中なる基督教組合會長宮川經輝氏神戸教會牧師渡瀨常吉氏の一行は日の出町教會の說教も本日を以て終了を告ぐるを以て來る三十日出發歸朝の途に就かるゝ由

●柳田技師の出張 農商工部技師柳田由藏氏は目下大邱に滯在中なる百町歩の模範林並に同地の苗畝觀察のため昨日出張せり

●學校敷地視察 統監府囑託廣田文學士は仁科民團助役同行來る四月一日より開設せらるべき南大門内の第二尋常高等小學校京城高等女學校及び附屬幼稚園の敷地建物等を視察されたり

●開港紀念祭委員 會長富田氏に依りて人選中なりし開港二十五年祭委員は愈々左の如く決定せり

商事係（三十五人）藤木伊勢松、末永省二、竹田津三平、加藤藤太郎、市川武吉、町田文次郎、村谷吉藏、波多野良藏、靑木藥、藤木利右衞門、伊藤武彦、美濃谷榮次郎、今井忠雄、加瀨和三郎、鈴木慶藏、津江米作、第五十八銀行支配人兵須久、岸本保之助、淸水松次郎、永井房吉、山口直太郎、新井虎太郎、和田信次郎、大咲精七、播方米三、谷井末一、松永熊太郎、森芳太郎、鈴木堡、河津利三郎、喜多宗一、北川鐵次郎、倉重悌輔、富永源藏、尾崎十二郎

庶務係（十二人）加來榮太郎、桑野良太郎、板倉政次郎、河野竹之助、奥田貞次郎、田中佐七郎、樋口平吾、萬玉岩吉、藤村忠助、末松熊彥、井上和三郎、萩谷籌夫

經理係（十八）第一銀行支配人太田三郎、廣居精一郎、田中良助、郡金三郎、堀力太郎、藤田利吉、立石幹、河合律三郎、淸水岩吉、新原三郎

祝賀會係（十三人）稻田勝彥、高田常三郎、久野勝平、力武平八、綱木仙吉、近藤勝之助、渡邊與三郎、吉貴藤吉、林長太郎、八田利三郎、戶田恒堅、秋田毅、沖津戶十郎

名譽顧問推薦 信夫理事官、宮木稅關長、和田觀測所長、湯淺警察署長、遠藤郵便局長、岡鐵道運輸部長、金仁川府尹

## ●近事片々

▲韓皇 再昨德壽宮に父君を訪せ玉ふ行列を見る龍頭鸐く常時も天下太平に在せらる
▲儀仗 の騎兵赤服兜形の帽ポンチ繪式の觀あり英國海軍の赤隊に似て非なるもの也
▲供奉 の大官連馬車騎馬にて徐行する有樣陽春の候と云へ如何も長閑與に天下太平
▲暴徒 鎭撫方針軍隊討伐の時代は過ぎ警察行政の力を以すべしとは統監府邊の說也
▲警察 行政のみ鎭撫が出來るか知らむ是迄永き間の經驗でも大槪解せそうな者だが
▲如斯 考で暴徒に對しては百年河淸を俟つと一般今や暴徒の狀態一變根據稍々堅實
▲日人 官吏の韓服出仕弗々殖るとの說あり困た者だ事小なりと雖も影響する處大也
▲仕舞 には長煙管を啣へてイリオナラーと給仕を呼ぶに至む韓化先生此勇氣ありや
▲官紀 振肅せざれば帝國民の威信を傷け放任せば出々敗事とならむ忽諸に不可付
▲地方 儒生等近來統監政治の批點を擧て頑朴の民に說きて頻に排日思想を皷舞すと
▲集等 遊說の着點は日本の保護を脫せんとするにあり不得止ば顧問制を探らんと
▲懷柔 策の結果茲に至るは當然也此儘に放任せば全韓國民擧て排日黨たるに至らむ
▲猜忌 薄信は韓民の特性秋霜烈日高手的壓迫を加へざれば何處迄附上るか分らぬ也
▲時勢 は知らぬ間に推移す嫩葉の中に切斷せざれば悔とも及ばす大に當局に警告す
▲露國 議會黑龍江鐵道費千二百五拾萬留可決す何と云ても其施設する所規模雄大也
▲韃靼 海峽の一番狹所を埋築し白海の寒潮を遮け南烏蘇里の氣候を溫暖ならしむ
▲白海 寒潮の影響を受る所北海道宗谷沿岸と樺太東南部の沿岸ならむ驚助中々やる
▲黑龍 江口淺瀨多く航路不便デカストリ灣より運河堀鑿せんとの計畫莫斯科に起る

●宮木仁川稅關長の[illegible] 宮木仁川稅關長は本日午後二時小蒸汽にて旅順に向つて[illegible]挨拶する爲め第十四聯隊を[illegible]る筈なりと云ふ

●宮木稅關長の上京 宮木稅關長は宮廷に開かるべき乾元節園遊會に出席すべく本日午後上京の[illegible]

●辭令 廿七日附左の任命ありたり
會計檢査院[illegible] 馬淵三郎
任統監府屬（六級俸下賜）學部書記[illegible]

公人私人
△大久保有明（陸軍二等軍醫） 天眞樓へ
△[illegible]（海軍中佐） 山本旅館へ

●宮木仁川稅關長の[illegible]　▲宮木仁川稅關長は本日午後二時小蒸汽にて鎭南浦に向つて拔錨する[illegible]艦隊を送り第十四艦隊を訪問する筈なりと云ふ

●宮木稅關長の上京　宮木稅關長は宮廷に開かるべき乾元節園遊會に出席すべく本日午後上京の筈

●辭令　廿七日附左の任命ありたり
會計檢査院屬　馬[illegible]三郎
任統監府屬（六級俸下賜）學部傭聘

公人私人
△大久保有明（陸軍二等軍醫）天[illegible]樓へ
△[illegible]（海軍中佐）山本旅館へ

## 事實談 花の根ざし（九）

栗嶽庵主人

月には村雲、花にはあらし、天は何故に善人までを苦しめるか、佛の樣な老夫婦、潔白なる青年、天使の如き淑女に災禍の續いてかゝるとは、實に天道是乎非乎を嘆たねばならぬ、幸福なりし横澤の家は悲哀の城に沈まんとする、それは靜子の實家進藤家よりの電報である、

ジロウタイビヨウスグコイ

之を見て、靜子は氣も狂はんばかりに驚いた、また驚くも無理はない、そこで靜子は病後の衰弱を推しても出發せねばならぬのである、されど老夫婦は途中の變を氣遣ふて獨でたゝせることはできない、實に三人は顔見合せて悲痛に沈んだ、けれども爺は男だけに氣を取り直して、

『それぢやアこうしやう、私が妻君に付て行くことにする、しかし婆さん獨りをこゝに置くわけには往かぬ、一時群山に引上げて、婆さんは渡邊さんの處に預け置き、それからたつことにしよう』

と云へば、靜子は決心したらしく、

『伯父さん、妾一人で大丈夫だわ、もう病氣は癒つたんですもの、船で寢て行くのですから決して御心配なさらないように、伯父さん迄行ては、伯母さんがどんなに淋しいでしやう、もう衰弱も大分回復しましたから心配のことはありませんわ、大丈夫ですから安心してくださいね〻伯父さん』

とやさしく云へば、爺よりは老母の方がきかない、

『どうして其身躰で安心が出來るものですか、私は渡邊さんの所に居れば、淋しいことも何もありはしない、爺さん一所に行て上げてください、迚も一人で安心してやれるものですか、あの大病の後でどうして〱、外の事ならやらないが、是計りはやらないわけにもならず、困つた者だ、爺さん、そうしなされ、妻君も氣が急こうから早い事にして、こゝの荷物杯を亦た群山に運ぶより、渡邊さん處から勇吉でも借りて歸るまで茲に住で居たほうがよからうと思ふ』

と云へば、爺もそれに賛成して、

『そうだ、そのほうが却てよからう、私は送り屆けて直ぐ歸るからなア、渡邊さん處の勇吉でも、お仙でも頼むことにせう、却てお仙の方が噺相手によからう、そう噺が極つたら、私はすぐこれから群山に行てこよう』

靜子は常時ながら、老夫婦の厚き情けには感謝の念が溢れて、またしても涙がでる、涙は不吉だと云ふが、この老夫婦の眞情には難有て泣かずには居られない、

●麻浦まで（一記者）

春の日の長閑なれば編輯局裡に跼蹐して居るも意氣地ないと[illegible]心は起したものゝ北漢山に登るほどの勇氣はまだ出でず漢江の水に釣を垂るゝほどの餘暇はなく思案の末麻浦の景色は如何であらうか此の京城に來りて既に一歳の半に及べど其の名を聞くのみにして未だ實地に臨まざれば百聞一見に如かず時は午後の三時なれども一瞥して歸り來るには充分ならんと漂然編輯局を飛び出して電車に乘るべく西大門に抵りしに二丁許を隔てたる所に停車し居れるよりぼつ〱歩かば追つき來らん其の時乘車すべしと右を眺め左を望み悠々緩々歩みを移し幾度か後ろの方を振り向け見れど或は見えず或は一二丁遲れて來るのみにて其の速度牛の歩みに異ならず孔德里の大院君の墓地附近もいつしか過ぎて漸くに追付來りしも此所よりは河岸まで幾程もなしと聞くより序でのことに徒歩せんものと筇打ち振りて道の小草を薙ぎ枯枝に息へる鵲に礫を喰はして其の逃ぐるを追ふなど自から罪を作つて不圖見渡せば度支部の煉瓦製造所の煙突物淋しげに屹立し刻下其の製造を中止し居れるが來る四月一日よりは内地より百餘人の職工來りて製造を開始すべしと韓見ども語りぬ夫れより間もなく麻浦の市街に移りて過し頃龍蛇の厄にかゝりし燒跡には韓人ども頻りに家屋を建築しつゝあるが例の如く家並不規則にして且つ何れも大便を市街に流れしむべく構造せり斯ることは此の際我官憲が大に干渉して改良せしむるとも他の非難を受くることなきのみならず將來此の地の發展上多大の利益なるべきかを感じぬ更らに河岸に臨めば幾十艘の船舶碇繫し薪財は積んで山を爲し河の中洲にはぐり石採るにやあらん數十の韓人ども群を爲して右往左往しつゝあり此の地一面殆んど韓人のみ住居して眼眸に一異彩を放てるものは僅かに英國人とかの別莊が左方の山頂に巍峩として見ゆるのみにて我郵便局此の地にありと聞けど何れの邊隅にあるにや遂に見當らず街上の賑ひは京城にては西小門通り位に相當せんも白衣戴冠の韓人のみにして我日本人は一人だも見當らざれば物問はん由もなく警吏の詰所としては龍山警察署の派出所あれどヨボ巡査のみにして是れまた言語通せざれば眼に觸るゝものあれども其の何者たるやを究むる能はず耳に聞く所あるも其の意味を解せざれば用を爲さず況んや腰打ち掛けて憩ふべき所さてもなく口渇けども水に蟲臭ありて飲むに耐わず時に夕陽傾きて五時に殆んとし偶々電車の來れるを以て打ち跨がり大枚十錢を投じて車中の人となりぬ

●千兩箱の紛失

一昨日大阪より仁川に入港せる大阪商船會社の仙頭丸は韓國天一銀行へ送附すべき韓國銀貨壹千圓入箱百貳拾貳個を搭載し居りて仁川にて揚陸の際百貳拾貳箱の内一箱紛失せしことを發見し俄かに大騷ぎを爲して百方捜索せしも遂に發見せず船員の語る所によれば貴重品のことゝて充分の注意を拂ひ大阪にては僅かに數量を改めて積み込みたることなれば其後の寄港地に於て何人かに窃取せられしものなるべく損害は同社に於て賠償する筈なりといへり

●横田商會の活動寫眞

活動寫眞會の巨擘を以て有名なる京都の横田商會は韓國皇太子同地に御滯在中御召により御旅路京都ホテルにて各種の活動寫眞を臺覽に供し尚御思召により京都ホテルに御滯泊中の實狀並に同ホテルより七條停車場に御到着迄の光景及び新橋驛御着の際、同驛より芝離宮迄の歡迎狀態其の他芝離宮に於ける韓太子御遊戲の模樣等細大洩らさず撮影するの榮譽を擔ひしが同商會は今回當地南山町三丁目に出張所を設け右太子に關する寫眞は勿論未だ内地に於ても曾て興行用に供せざる嶄新のもの數十種を韓皇の天覽に供する事となり目下準備中の由なるが天覽に供したる後は一般日韓人に觀覽せしむるため京城仁川等にて開會する筈なりと云ふ

●贋貨頻々

平安北道楚山郵便局に納付せし租稅金中より第一銀行五圓僞造券一枚を忠清南道扶餘郡に於て第一銀行見本券十圓五圓各一枚を又平壤郵便局にて僞造二十錢銀貨一枚を海州警察署に於て半錢銅貨を一錢に變造したるもの一枚を發見し何れも出所捜査中なり

●昌德宮内苑へ植樹

農商工部は今回日本内地より櫻、楓、松、圓柏等を取寄せ岡技師を遣して昌德宮内苑に植樹しつゝありと云ふ

●本願寺の土用講

當地南山町の本派本願寺には本日午後八時より土用講を營む由信者の方々は參詣せらるべし

●銀釵と白銅釵

小廣橋與興部居住金順明（五十）は去る二十五日少しく金の要り道ある所より女房の秘藏し居る銀釵を附近の清人與順和なるものゝ許に入質し其の後金の都合出來しより右の銀釵を質受けせんものをと清人方に至りし所清人は狡猾にも貴公より銀釵を預り覺ねはなく多分白銅釵の間違ひならんと白を切つて應ぜざるより金は非常に立腹せしも證據不充分なりし爲め一時紛紜を極めたりしが結局警官の出張を乞ひ事實の判斷を仰ぎて無事品物は金の手に戻りたり

●元の情婦より訴らる

日露の戰役には千軍萬馬の間に立ち働き偉大の勳功を奏して勳八等に叙せられ白色桐葉章てふ名譽の徽章をも戴ける身にして今は京城に流れ來り青春健康の体でありながら爲すこともなく其の日を過し婦女子の情けを請ふのみか遂に元の情婦より委託物費消の告訴を受け其の筋の憐愍によつて數日間の猶豫を與へられたるも僅かに金十二圓を調達することは能はずして先きに身命を擲つて得たる名譽を放棄し牢獄の人となるとは何たる痴漢ぞ今其の顛末を記さんに福井縣今立郡粟田部村の生れにて棟谷岩松（七十）といふ者あり今は南大門通二丁目三十一番地のやわたやといふ小料理屋に男衆となつて淫賣婦どもに追ひ使はるゝを無上の榮譽と思ひ居れるほどの者なれば意氣地や奮發心のあらうやうなく豚尾漢やヨボどもの喰ひ殘りや飲み餘りに舌鼓を打つて王侯の生活は料理屋の男衆に限ると友人にまで誇り居れど内地では事變りて妓夫にまで饅頭を吳れる客とてはなく何時も小遣錢に窮するより直ぐと尻の來るやうな惡事を働らき四方八方より責め立てらるゝも勳八等の威光で是までは寄せ來る敵を薙ぎ伏せたりしが爰に長谷川町二丁目の飲食店池田三根吉の妹なる池田カツといへるは今は他人の妻となり居れるも以前一時情婦たりしことありしより去る一月十二日鐵面皮にも三根吉方に至りカツに面會して今日中に二十圓の金が無ければ此のまゝ生きて居られぬ義理に迫りしことあり其の金貸して吳れるか倘し否といへば死出の道連れに此の場でばらすが二つに一つの返事をせよと脅迫に及びカツも以前に穴隙を鑽りし弱點のありて荒立てなば本夫にも知れ面倒も起るべしと思ひたれど二十圓といふ金を所持せざるより夫ほど迄に逼つたことのあるならば此度だけは助けもするが一旦手を切つた仲なれば向後は決して無心などに來て吳れるなと根を押して此の品なりと持つて行きなむこれは本夫より買つて貰つた品なれば進せる譯には行かぬ故遲くとも今月末迄には返して吳れ委細承知と純金の指環二個（代二十四圓）を借り受け其の足にて中進キスといへる質屋に驅け行き金十二圓を借りたるが一月二月と打ち過ぎて三月も既に半ばを超ゆれど返却せざるよりカツは本夫よりは彼の指環は如何にせしかと問はれ餘義ないことで岩松に貸したといへば元の情夫で今も尚は窃かに情を通じて居るであらうと責められカツは是れ迄も幾度となく岩松に返却方を迫れど左や右と言ひ遁れて一向取合ふ樣子もなく今はその身の立場のなきより此のほど南部警察署へ告訴せしが警察署にても事情を汲みて四五日間の猶豫を與へ金策すべきことを命じたるに甲斐性なき岩松は昨日又も呼び出され金五圓を携へて出頭し其後百方奔走して漸くこれ丈調達せしも此の上は到底出來得べき見込もなき故此の五圓にて濟し下さるやうにと哀願に及しもカツは本夫に對し言譯が出來ずとて承諾せざるより遂に刑事部に廻はされたるが是等は世間に類ひ少なきだらしのない若者といふべし



●出火二件

去る廿四日午後九時二十分頃大仁峴板井洞六十九統二十三戸李俊京方より出火し即時鎭火せしが原因は過失よりなりと▲一昨二十六日午後零時三十分西署余慶坊長生契四十統十二戸金某永方より發火し家屋全部を燒失して同四十五分鎭火せしが出火の場所は屋上にて原因は放火らしき形式ありと

●盗難に罹る

明禮坊東山里四十八統十一戸金在仁は去る廿五日所用の爲め家出し午後六時頃歸宅し見るに房内に置ける鍮器皿及び鍮燭臺紛失しあるより必定留守中に泥棒の入りしならんと四邊を檢べ見し所後の離に當りて小さい穴ありしかば正しく竊盜の侵入したるに相違なしと認め其の旨銅峴分署へ訴へ出でたり

●此の人でなし奴

貧乏にて其日の暮しさへ覺束なき韓國政府の脛を噛り鼻高々と大道を濶歩して十萬の在留日本人に恥かしとも思はぬ代物の多き世の中だから格別咎むるにも及ばぬ話しなれど韓人の鼻息を窺ひ成るべくお氣に入る如に心を凝らすなどは人でなしと云ふより外に言葉なしと書き出すは内部秘書課に白井某と云ふがあり此男韓人共のお機嫌を取らんとの意から思ひ付いたか知らねども毎日出勤するに着せる洋服を捨て態々韓服韓靴を新調し之を着し臆面もなく出勤し仲間から似合ふとか韓語に通ずるより韓國サラミハンガチなど云はれるを無上の光榮となし居るとは何處まで日本人の面に泥を塗る野郎ではあるわい

●世界一周

東京同文館より發行する雜誌商業世界の臨時增刊として世界旅行世界一周を發刊したり内容は世界各國の人情風俗等の寫眞版を挿入し其國々の説明記事ありて居ながらに世界を一周するを得る其名に背かざるものといふべし大賣捌所本町二丁目日韓書房定價十五錢なり

## 四月以後の韓國鐵道

本年四月一日より當局全線列車運轉時刻を改正し其の他京義、馬山線及釜山驛營業開始、内地との連帶運輸、貸金割引等左の通り實施いたし候

### 一營業開始

從來の便乘線たりし京義及馬山線は京釜線同樣運輸の營業を開始す

### 一釜山驛新設

草梁釜山間に於て運輸營業を開始し釜山に停車場を新設し旅客荷物の發着を取扱ふ

### 一連帶運輸

京義及馬山線各驛と帝國鐵道廳主要驛相互間に於ては京釜線同樣連帶直通輸送を開始す

### 一保税倉庫新設

又新義州着連帶荷物も保税倉庫所在驛同樣の取扱を爲す

平壤に保税倉庫を新設せらる内地發同地着荷物は京城仁川大邱着の如く釜山に於ける通關手續を光略し直送することとなれり

### 一列車時刻

京釜間現行急行列車の外釜山新義州間直通列車を運轉す此の列車は京釜線内夜行とし全線約六百哩二十六時間半にて韓國の南北端を縱貫するものにして直通旅客は平壤龍山又は平城等に宿泊を要せず從來の行程に比し實に二日一夜を短縮せり京城仁川間、京城平壤間及釜山馬山間に於ても各一往復の列車を増發し其の他各地方的列車を適當に運轉せしめ交通上の便を圖る

▲釜山京城間急行（今回新造したる食堂車を連結し且つ乘客案内車掌及列車給仕を乘務せしむ）

北行　釜山發 前一〇、三〇　南大門着 後八、三〇　仁川着（永登浦乘換）同 九、三二
南行　仁川發（永登浦乘換）前七、五五　南大門發 同 八、三〇　釜山着 後六、三五

▲釜山新義州間直通（全線一、二等車を連結し且つ乘客案内車掌及列車給仕を乘務せしむ）

北行　釜山發 後八、〇〇　仁川發（永登浦乘換）翌前五、五〇　南大門發 同 七、一〇　平壤發 後三、四〇　新義州着 同一〇、三〇
南行　新義州發 前七、〇〇　平壤發 後二、〇〇　仁川發（永登浦乘換）同 九、五〇　南大門發 同一〇、四〇　釜山着 翌前九、二〇

▲標準時

四月一日より各列車は總て韓國標準時に依り運轉いたし候

韓國標準時は日本より遲るゝこと三十分日本の正午は韓國の十一時半に當る

### 一關釜連絡

釜山京城間急行列車は從來の通り釜山にて關釜連絡船に都合よく接續いたし候

右の外連絡船は帝國鐵道廳に於て新たに一艘を増加し關釜間一日二回宛運航ごし釜山新義州間直通列車にも接續せしむ（但し直通列車接續の分は當分隔日とす）

### 一乘車賃金割引

當局線と帝國鐵道廳線連帶驛相互間に於ては左の通り乘車賃金の大割引を爲す

▲二十人以上の團体　兩局線共　賃金半減（各驛にて取扱ふ片道にても宜し）

▲割引往復乘車券　同　往復二割（主要驛にて發賣す單獨御旅行に便なり）

右の外當局線内のみの御旅行に就ては定期、回數乘車券、京仁間特別割引券及溫陽溫泉行往復割引券等を發賣す

改正列車發着時刻の詳細及其他取扱上に就ては各停車場に就き御承知被下度候

明治四十一年四月

**統監府鐵道管理局**